

計画変更確認申請床面積(建築面積)算定表

※建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について(H11年4月28日)「別紙:計画変更床面積算定準則による」

確認済証番号

①直前の確認申請から変更する場合(床面積、建築面積の増加を伴わない部分)

変更箇所		算定方法	(㎡)
1	一 敷地に接する道路の幅員	申請に係る建築物の建築面積	
	敷地が道路に接する部分の長さ		
	敷地面積		
	敷地境界線		
	敷地内における建築物の位置		
	二 建築面積	変更される建築面積	
	三 高さ	高さが変更される部分の床面積	
	階数	変更される階の床面積	
	四 床	変更される部分の床面積	
	五 階段	変更される部分の水平投影面積	
	六 柱	変更する柱が荷重を負担する部分の床面積	
	はり	変更するはりが荷重を負担する部分の床面積	
	けた	変更するけたが荷重を負担する部分の床面積	
	七 壁	変更する壁のある室の床面積()㎡ × 変更する壁の長さ()m ÷ 室の壁全体の長さ()m =	
	八 屋根	変更される部分の水平投影面積	
	軒		
	軒裏		
	ひさし		
	天井		
	九 開口部	変更される開口部の面積	
	十 土台	変更に係る室の床面積()㎡ × 変更する壁の長さ()m ÷ 室の壁全体の長さ()m =	
	基礎(布基礎など)	変更に係る室の床面積()㎡ × 変更する壁の長さ()m ÷ 室の壁全体の長さ()m =	
	基礎(その他)	変更する基礎が荷重を負担する部分の床面積	
	基礎ぐい	変更する基礎ぐいが荷重を負担する部分の床面積	
	十一 小屋組	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影床面積	
	十二 斜材(壁に含まれるもの)	変更に係る室の床面積()㎡ × 変更する壁の長さ()m ÷ 室の壁全体の長さ()m =	
	斜材(その他)	変更される部分の水平投影面積	
	十三 建築設備	変更される建築設備の水平投影面積	
	防煙壁	変更に係る防煙区画の床面積()㎡ × 変更する防煙壁の長さ()m ÷ 防煙区画の壁全体の長さ()m =	
2	前項以外のもの	30㎡以下とする	

変更に係る床面積(建築面積)の合計
変更に係る床面積(建築面積)の合計×1/2= ㎡ …A

②直前の確認申請から変更する場合(床面積、建築面積の増加を伴う部分)

床面積(建築面積)の増加= ㎡ …B

A + B ㎡ …手数料算定床面積